

今後の議論の進め方について

中医協答申（平成 22 年 2 月 12 日）附帯意見にあわせて、1号側、2号側より提出されている今後の議論の進め方についての提案、意見（別添 1）等を踏まえた上で、検証・調査や検討の項目を構造的に再整理（総 - 6 - 2 - 1）したものがスケジュール（案）（総 - 6 - 2 - 2）である。

これらを踏まえて「今後の議論の進め方」については、以下のように考えることとしてはどうか。

なお、検証・調査や検討の項目を中医協答申附帯意見 1～16 の項目に沿って、今後検証・検討すべき項目、及び関連調査を整理したものは、参考資料 1、2 のとおり。

1. 議論の進め方について

(1) 優先して議論する議題

- 1) 1号側、2号側ともに優先すべきとしている基本診療料関連の「初再診料や外来管理加算、入院基本料等」
- 2) 1号側が優先すべきとしている医療と介護の連携など同時改定関連の「医療と介護との連携」「訪問看護」「慢性期入院医療」
- 3) 2号側が優先すべきとしている医療従事者関連の「勤務医の負担軽減」については、特に優先して議論することとしてはどうか。

1) 「初再診料や外来管理加算、入院基本料等」について

- ・ 1号側は、8月 25 日提出の意見において、「基本診療料のあり方全体を議論し、次期改定に反映していくために、論点整理を早急に行い、検討課題を絞り込む必要がある」とし、
- ・ 2号側は、8月 16 日の意見において、「診療報酬体系のあり方の本質に関わる事項」として挙げられており、「優先的な議論をお願いしたい。」とされて、優先して議論すべき項目として挙げられている。
- ・ ただし、2号側からの「中医協答申（平成 22 年 2 月 12 日）附帯意見等に基づく時期診療報酬改定に向けた今後の検討課題に関する提案」（平成 22 年 5 月 26 日）に対し、1号側からの「中医協における今後の検討課題に関

する1号側（支払い側）の意見」（平成22年6月23日）の中では、「基本診療料のあり方や内容等について議論することは賛成だが、診療側の提案では、基本診療料の中で「技術」と「モノ」の評価の分離、キャピタル・コストや人件費等の積算根拠の明確化まで含めて具体的に検討すべきとされている。しかしながら、これらの項目については、技術料設定の考え方や基本診療料についての考え方など、さまざまな検討課題が考えられるため、検討の対象を絞り込むなど、慎重に検討すべき。」とされており、意見の異なる部分もある。

以上より、まず、議論の方向性や焦点，検討の進め方等について、論点整理を行うこととしてはどうか。（総 - 6 - 1 - 2）

2) 「医療と介護の連携」について

検証部会、慢性期調査分科会で行われる予定の調査、検討にあわせて議論することを基本とするが、社会保障審議会介護保険部会、社会保障審議会医療保険部会の進捗状況に応じて、担当課等からのヒアリング等を行い、必要な議論行っていくこととしてはどうか。

3) 「勤務医の負担軽減」について

検証部会、関連学会等で行われる予定の調査、検討にあわせて議論することを基本としてはどうか。

(2) 検証・検討と調査の関係について

全体のスケジュール(案)においては、検証部会調査前(平成22年10月前後、平成23年4月前後：調査方法と調査票について検討)と種々の調査結果が出揃う時期(平成23年8月以降：調査結果について検討)に議論すべき事項が多数集中している。

以上より、実際に調査が行われている期間については、調査結果を特に必要とせずに議論できるものについて検討を行うこととしてはどうか。

例えば、優先して議論する議題として挙げられている「初再診料や外来管理加算、入院基本料等」や「医療と介護との連携」について議論することとしてはどうか。

(3) 事務局の対応案では「中医協の議論だけでは対応できないもの」、「現在調査予定のないもの」とされた項目について

現時点において、中医協の議論だけでは対応できないもの、現在調査予定の

ないものについては、**総 - 6 - 2 - 3**のとおり。

こうした整理についてどのように考えるのか。

(4) 今後のスケジュールの考え方

今回提示、議論された議論の進め方については、今後、議論の進み方や各種調査の状況等に鑑み、修正を加えることとしてはどうか。